

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則」の一部改正(案)

平成 22 年 9 月 10 日
(下線部変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(MMFの月次開示の表示項目) 第11条 規則第16条第2項に規定する細則で定める方法は、次に掲げる月次開示事項について、当該各号に掲げる表示方法とする。 (1)～(3) (略) (4) 格付別組入資産の純資産総額に対する比率 公社債及び短期金融資産に区分して、<u>信用格付業者等(金商法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。)</u>による信用格付及び当該委託会社が発行会社の財務内容等を基に判断した格付毎に組入比率(純資産総額に対する評価額の比率をいう。)を表示するものとする。</p> <p>(MRFの月次開示の表示項目) 第11条の2 規則第16条の2第2項に規定する細則で定める方法は、次に掲げる月次開示事項について、当該各号に掲げる表示方法とする。 (1)～(2) (略) (3)格付別組入資産の純資産総額に対する比率 公社債及び短期金融資産に区分して、<u>信用格付業者等</u>による信用格付及び当該委託会社が発行会社の財務内容等を基に判断した格付毎に組入比率(純資産総額に対する評価額の比率をいう。)を表示するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>附 則 この改正は、平成 年 月 日より実施する。 ただし、企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関については、平成22年12月31日までの間は、第11条第4号に規定する信用格付業者とみなす。</p>	<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則</p> <p>第1条～第10条 (同 左)</p> <p>(MMFの月次開示の表示項目) 第11条 規則第16条第2項に規定する細則で定める方法は、次に掲げる月次開示事項について、当該各号に掲げる表示方法とする。 (1)～(3) (同 左) (4) 格付別組入資産の純資産総額に対する比率 公社債及び短期金融資産に区分して、<u>指定格付機関</u>による格付及び当該委託会社が発行会社の財務内容等を基に判断した格付毎に組入比率(純資産総額に対する評価額の比率をいう。)を表示するものとする。</p> <p>(MRFの月次開示の表示項目) 第11条の2 規則第16条の2第2項に規定する細則で定める方法は、次に掲げる月次開示事項について、当該各号に掲げる表示方法とする。 (1)～(2) (同 左) (3)格付別組入資産の純資産総額に対する比率 公社債及び短期金融資産に区分して、<u>指定格付機関</u>による格付及び当該委託会社が発行会社の財務内容等を基に判断した格付毎に組入比率(純資産総額に対する評価額の比率をいう。)を表示するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>